

その他制度

1 障害年金制度

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金の種類

病気やけがで初めて医師の診療を受けたとき

◎国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」

◎厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金(一時金)を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

※この制度は、障害者手帳の有無は必須要件ではありません。

また障害者手帳の等級と年金の等級とは要件が異なります。

※詳しい制度の説明などは日本年金機構のホームページをご覧ください。
検索画面で「障害年金」で検索するか、右の二次元コードをご覧ください。



その他の制度

2 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づくものです。

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、内部(心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓)のそれぞれの障がいの程度に応じて、福祉制度の利用、公共料金の割引、税金の控除など、各種福祉サービスを利用することができます。

※詳しい制度の説明などは函館市のホームページをご覧ください。
検索画面で「函館市 障害者手帳」で検索するか、右の二次元コードをご覧ください。



3 小児慢性特定疾病対策(医療費助成・日常生活用具給付など)

◎医療費助成制度

長期の療養の医療費の負担軽減を図るとともに、治療等に係るデータを効率的に収集し、治療研究を推進するため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

- ・18歳未満対象(満20歳まで延長可能)であること
- ・疾病の認定基準(疾病の状態の程度)を満たしていること

主な小児慢性特定疾病

悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患
内分泌疾患	膠原病	先天性代謝異常	血液疾患
免疫疾患	神経・筋疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	
慢性消化器疾患	脈管系疾患	皮膚疾患	骨系統疾患
糖尿病			

※対象疾病の一覧および認定基準は、
検索画面で「小児慢性特定疾病情報センター」と検索するか
右の二次元コードをご覧ください。



◎日常生活用具給付

小児慢性特定疾病医療助成の認定を受けた方で、障害者総合支援法などの他の制度が利用できない場合、在宅での日常生活を支援するため、その児童の身体状態に応じて、必要な用具を給付する制度です。

ほかにも療育相談や自立支援事業など様々な支援制度があります。

※詳しい制度の説明などは函館市のホームページを
ご覧ください。
検索画面で「函館市 小児慢性」で検索するか、
右の二次元コードをご覧ください。

